

西宮市耐震改修促進委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の耐震改修促進に必要な事項の調査、検討を行い、西宮市耐震改修促進計画を達成するため、西宮市耐震改修促進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 耐震改修促進に係る総合的な推進に関すること。
- (2) 耐震改修促進に係る調査、検討及び調整に関すること。
- (3) 耐震改修促進計画の見直しに関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる委員をもって構成する。

2 委員会に委員長を置き、委員長は建築・開発指導部長をもって充てる。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が長期にわたり不在となるときは、委員会の委員の中から委員長の職務を代行する者を選任し、その者が速やかにその職務を代行する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長（その者の職務を代行する者を含む。以下同じ）が必要に応じて招集し、これを主宰する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させることができる。

(報告)

第5条 委員長は、必要に応じ会議の結果を政策調整会議（次条に定める幹事会の報告にあつては、総括室長会議）に報告する。

(幹事会等)

第6条 委員会の下に幹事会を置く。

2 幹事会は、耐震改修促進に係る業務のうち、耐震改修促進にかかる調査、検討及び調整を所掌する。

3 幹事会は、別表第2に掲げる会員をもって構成する。

4 幹事会に会長を置き、会長は建築指導課長をもって充てる。

5 会長は、耐震改修促進を達成するのに必要な検討又は作業等を行うに当たり、幹事会会員の中からその職務に従事する者を指名し、作業部会を設けることができる。

6 第3条第3項及び第4条の規程は、幹事会及び作業部会（以下、「幹事会等」という。）について準用する。

(解散)

第7条 委員会及び幹事会等は、その設置の目的を達成したとき解散する。

(事務局)

第8条 委員会及び幹事会等の事務局は、都市局建築指導課に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年7月20日から施行する。

別表第1（第3条関係）

建築・開発指導部長
危機管理室長
資産管理部長
営繕部長
建築指導課長
すまいづくり推進課長
住宅整備課長
地域防災支援課長
施設マネジメント推進課長
営繕課長
公共施設保全課長
学校施設保全課長
学校施設計画課長

別表第2（第6条関係）

建築指導課
すまいづくり推進課
住宅整備課
地域防災支援課
施設マネジメント推進課
営繕課
公共施設保全課
学校施設保全課
学校施設計画課